

平成26年12月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	吉田栄光
委員会開催日	平成26年12月15日(月)
所属委員	[副委員長] 遊佐久男 [委員] 鈴木智 佐久間俊男 斎藤勝利 神山悦子 甚野源次郎 川田昌成 渡部譲 青木稔



吉田栄光委員長

(1) 知事提出議案：可 決・・・37件
：承認・・・1件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(12月15日(月))

神山悦子委員

土10ページの土砂災害の基礎調査についてである。土砂災害に関する法律改正に伴うもので増額は評価するが、この補正により危険箇所指定に向けた調査計画はどれくらい進むのか。

砂防課長

今般の補正予算で急傾斜地の危険箇所45カ所を調査することにより、現在8,689カ所のうち2,344カ所を指定しているものから、45カ所進捗することとなる。

神山悦子委員

これを契機に来年度以降も予算を増額し、危険箇所の指定を進め、災害から命と財産を守るよう進めてほしい。

次に、土14ページの住宅復興マッチングサポートはどの程度の需要があるのか。また、事業構築の背景と具体的な実施方法について説明願う。

建築指導課長

住宅復興マッチングサポート事業は、檜葉町に帰還される方が住宅改修したいときになかなか事業者が集まらないとの相談があり、それに対応するため制度を構築したものである。需要についてははっきりとした数値はないが、改修する方が相当数いることは町から聞いている。

実施方法については、町に「(一社)ならはみらい」という受け皿組織を準備し、地元の事業者を活用して個人住宅の改修を進めていく。そこで施工業者や資材等が足りない場合には、県が関係団体を通じて情報を提供するシステムを考えている。

神山悦子委員

関係団体について詳細を説明願う。

建築指導課長

県内の事業者で組織する建築士事務所協会、建設業協会、全建総連などさまざまな関係団体があるが、それらを構成団体とする福島県地域型復興住宅推進協議会を立ち上げ、連携して対応することとしている。

神山悦子委員

檜葉町から具体的な要望があつて始まったようであるが、ほかの地域からも要望は見込まれるのか。

建築指導課長

ほかの地域でも被災者から要望があると想定している。

神山悦子委員

さまざまな支援が必要だと思うが、個人住宅の改修に向けては、人手不足や資材の高騰などの問題が内在しているのでもうまくいくか心配である。本来であれば、マッチングだけでなく個人住宅へのさまざまな県の支援があつてしかるべきで、あるいは国の制度見直しも視野に入れて、住宅再建の支援をしっかりとやっていくべきと思うが、考えを説明願う。

建築指導課長

市町村の声を聞きながら、要望に沿った対応をしていきたい。

神山悦子委員

避難者の住まいの支援については、今後もよく目配りして柔軟に対応するよう要望する。

次に、県営住宅の指定管理者についてである。浅沼産業（株）が会津若松地区の県営住宅の指定管理者になるのは初めてと思うが、どのような会社なのか。また、指定管理者は公募であると思うが、選定の経緯についても説明願う。

建築住宅課長

浅沼産業（株）の業種は不動産業である。選定理由は、指定管理者の検討会において、業務遂行能力に係る提案で施設を安定して管理運営できる能力が高く評価されたことから、指定管理者候補団体として選定した。

神山悦子委員

指定管理者は何団体から応募があつたのか。

建築住宅課長

会津地区においては、5団体から応募があつた。

神山悦子委員

県営住宅使用料に関する民事調停の申し立てが3件あるが、それぞれの家族構成やこれまでどのような努力をしたかについて説明願う。

建築住宅課長

それぞれの家族構成については、1番目の方は単身者である。2番目の方は父親との2人家族である。3番目の方は妻と子2人の4人家族である。3カ月滞納した時点で再三にわたり納付指導しており、さらには保証人にも連絡しているが、応じてもらえないことから民事調停の提案をしたものである。

神山悦子委員

3番目の子供のいる世帯は、小学生などの小さい子供はいるのか。

建築住宅課長

2人の子供が小学生かどうかの資料は手元にないが、子育て世帯ではない。

神山悦子委員

民事調停が調い、金額が余り大きくならないうちに対処できればよいと思う。以前も述べたが、福祉関係につなげる必要がある場合は適切に対応願う。

次に、土106ページの不動産の取得についてである。これは復興公営住宅をUR都市機構（独立行政法人都市再生機構）から買い取るものであるが、買い取り後は、全て県のものになるという理解でよいか。

復興住宅担当課長

昨年11月26日にUR都市機構と協定を結び、いわき市内6団地1,020戸の復興公営住宅の整備を買い取り方式により進めることとした。そのうち内郷宮町の4階建て72戸2棟の買い取り契約を締結するものである。

この買い取り方式では、UR都市機構が業者を選定して工事を進め、引き取り検査後に代金を支払うことで県のものになる。

神山悦子委員

今回はUR都市機構に依頼するうちの一部なのか。

復興住宅担当課長

UR都市機構には、いわき市内で1,020戸要請する予定となっており、そのうちの72戸である。

神山悦子委員

残りの戸数についての今後の予定を説明願う。

復興住宅担当課長

今後の予定は、いわき市内6団地のうち年内を目途に小名浜大原地区で50戸を要請する。また、3月を目途に北好間中川原、勿来酒井、泉町本谷の3地区を要請する。なお、常磐下湯長谷地区の150戸の正式要請時期は、用地取得がまだ完全に終わっていないことから今後調整していく。

渡部譲委員

南相馬市を中心に復興関連業者が数多く入っているが、宿泊場所がなく仮設住宅の空き住居を貸してもらえないかという話を受けた。いろいろ相談したが、用途が違い思うようにいかなかったようである。先月、宮城県か岩手県で仮設住宅の空き住居を復興関連業者の仮宿舍として使用することにより、復旧を急がせようとする取り組みを発表したようであるが、本県の状況について説明願う。

建築住宅課長

仮設住宅の入居率は現在約75%であり、一部の市町村では空きが生じている。県としては避難者の居住の安定確保が図れるよう、住宅再建や復旧復興工事を進めるため仮設住宅の空き住居を作業員の住宅に活用することについて関係機関と調整している。さらに医療や看護の関係者の就業においても住宅が足りないことから、同様に空き住居の活用について関係機関と調整していくこととしている。なお、調整を速やかに進め、今年度中に制度を整備したい。

神山悦子委員

作業員の住宅としての活用はわかるが、医療や看護の関係者については初めて聞いた。今年度中に制度を整備するとの説明があったが、新たな制度や調整の相手方について説明願う。

建築住宅課長

12月3日に南相馬市長から知事に対して、医療や看護などに就業する関係者のための住宅として仮設住宅を利用させてほしいと要請があったが、災害救助法では被災者以外の作業員などが空き住居を利用できないことから、新たな制度について内閣府等と調整をしていくこととしている。

川田昌成委員

仮設住宅について約75%の入居率とあったが、実態について詳細を説明願う。

建築住宅課長

全県での入居率は約75%であるが、地域によってはさらに空き住居があるところもあるので、作業員や医療関係者などの住宅としての活用を関係機関と調整していく。

神山悦子委員

被災者ではない作業員、医療関係者、自主避難者も事情があれば、市町村の判断で入居できるのか。

建築住宅課長

災害救助法の運用については所管外なので確認できない。

神山悦子委員

具体的な問題点については別途確認するが、市町村が判断するというのでよいのか。それとも県が法律の範囲内で判断すればよいのか。そして何が判断基準になるのか。

建築住宅課長

災害救助法に基づく適用であるので、法に適合するよう入居することになると思うが、あくまで災害救助法を所管する部局が判断することになる。

神山悦子委員

この件は所管する部局に確認するが、従来の法律では当てはまらない事例が数多くあると知事も述べている。県は原発事故に伴う避難に対する柔軟な対応を考えなくてはならず、法律だけを見ては救われない人がいることを指摘しておく。

次に、小名浜港東港地区の進捗状況について説明願う。

港湾課長

小名浜港東港地区は国と県が共同で整備しており、現在、国は橋梁と大水深岸壁と言われるマイナス18mの岸壁を、県は外周護岸と埋立工事を施工している。なお、平成25年度末の進捗率は約8割である。

神山悦子委員

残っている工事の内容と完成時期について説明願う。

港湾課長

引き続き、国は橋梁と岸壁の工事を行い、県は外周護岸と埋立工事をを行う。供用時期については国や関係機関等と調整を行っているが、早期に供用開始したいと考えている。

神山悦子委員

もっと緊急を要する事業があるので、急がなくてもよく、また、国と共同で整備しているが余り必要のない事業だと思う。震災の影響で工事がふえていると思うが、全体事業費は幾らか。

港湾課長

全体事業費については、国と見直し等の調整をしているが、現段階では以前の説明と同じく約730億円である。

神山悦子委員

見直しにより全体事業費は少なくなると見込んでいるのか。それともふえると見込んでいるのか。

港湾課長

今後、過去の費用も含め精査していくが、今の段階で増減については明言できない。

神山悦子委員

個人の住宅再建についてである。土木部の事業においても資材や人件費の高騰による影響があったが、被災3県の中でも本県の住宅再建が進まないのは坪単価が大きく上昇したからだと思う。被災3県と比較すると特に本県の上昇幅が大きいと思うが、実態を把握しているか。

建築指導課長

県では建築着工統計において住宅の建設戸数等の状況を把握しているが、震災後は建設戸数が増加し、坪単価も労務者不足等の影響で変化している。新築住宅の建設戸数は平成22年度は約8,000戸であったが、25年度は約1万4,000戸となった。また、坪単価は22年度は約51万円であったが、25年度は約56万円となった。

神山悦子委員

説明によると坪単価はそれほど上昇していない印象である。しかし、宮城県に近い新地町では坪単価が60～70万円と高

く、業者からすぐに代金を支払えないのなら宮城県に行くと言われる場合もあるなど、被災県同士の業者の取り合いによる単価の上昇により費用負担が重くなり、住宅再建が進まない現状もあると聞いている。

地域や市町村などもう少し細かな現状把握や県の支援も必要であると思うが、考えを聞く。

建築指導課長

住宅建設に関する単価は、市町村単位ではなく、ハウスメーカーや大工など事業者の建物グレードによってある程度決まってくる。県としては特に高騰が予想されるいわき市や相双地区において、福島県復興住宅推進協議会が事業者を紹介するシステムをつくっている。

神山悦子委員

住宅再建は今後の復興の土台となるものである。被災者生活再建支援法に基づく住宅全損の場合の支援金300万円では実態に合わず、今後も津波被害は想定されるので、対象や金額を被災3県で力を合わせ変えていく必要があると思う。東北全体でも要望していると言うが、本県は原発避難により住宅再建が少しおくれざるを得ない事情もあるので、実現するよう土木部からの働きかけや他部と連携しての働きかけも必要であると思う。これは意見とする。

